青色申告を始めましょう！

- 青色申告を行っている農業者は、収入保険に加入することができます。
- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、３月15日までに、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は翌年２～３月)。

＜青色申告承認申請書の様式＞

税務署受付印

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

_____税務署長

_____年_____月_____日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） (〒　　－　　) (TEL　　－　　－　　)		
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒　　－　　) (TEL　　－　　－　　)		
フリガナ 氏名	印	生年月日	○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
職業		フリガナ 屋号	

平成____年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称_____　所在地_____

名称_____　所在地_____

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

○事業所得　・○不動産所得　・○山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　○有（○取消し・○取りやめ）　____年____月____日　(2)　○無

4　本年１月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　____年____月____日

5　相続による事業承継の有無

(1)　○有　相続開始年月日　____年____月____日　被相続人の氏名_____　(2)　○無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

○複式簿記・○簡易簿記・○その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他

(3)　その他

関与税理士

(TEL　　－　　－　　)

税務署整理欄						
整理番号	関係部門連絡	A	B	C		
0						
通信日付印の年月日	確認印					
年　月　日						

青色申告とは

○「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告では求められていない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○　青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は６５万円を、「簡易な方式」の場合は１０万円を所得から控除可能です。

○　損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後３年間（法人は９年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※　帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

農林水産省

平成30年12月版